

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランスにおける私訴権(附帯私訴)
Sub Title	L'action civile en France
Author	Jeuland, Emmanuel(Kato, Masayuki) 加藤, 雅之
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.10 (2008. 3) ,p.329- 346
Abstract	
Notes	講演
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20080315-0329

講演

フランスにおける私訴権(附帯私訴)*

エマニュエル・ジュラン
加藤雅之／訳

はじめに

第1部 私訴権の存在

§ 1 私訴権の主体

§ 2 私訴権の消滅

第2部 私訴権の行使

§ 1 私訴権の要件

§ 2 私訴申立の効果

おわりに

はじめに

現在、刑事訴訟手続において被害者に対する考慮の必要性はますます高まっています。2000年6月15日の法による刑事訴訟法の序文は次のように規定しています、「司法機関は被害者の権利に関する情報とその保護に留意する」。しかし実務において、被害者に対する配慮がつねに十分であるとはいえません。被

* action civileの訳語については、「附帯私訴」とするよりも単に「私訴」ないし「私訴権」とするのが適切と思われるため、本文中では文脈に応じて「私訴」または「私訴権」と訳す。戦前のわが国における附帯私訴と異なり、フランス法におけるaction civileは公訴に附帯するものに限定されない。

害者にとって警察および裁判所との接触は、尋問（audition）のかたちをとるため、厳しいものとなりえます。その上、軽罪裁判所においては、犯罪の当事者の有責性（culpabilité）を扱う第一の法廷があり、その後、第二の法廷が被害者への損害賠償を認めるために行われます。このことは、刑事訴訟における私訴の二次的な性格を表しております。学説の傾向は、被害者の境遇を改善することを目指す方向にあり、関係的あるいは修復的司法（英米法における restorative justice）を導入することが主張されております。これは、損害の金銭的な回復のみを目的とするのではなく、被害者に過去のことを忘れ、先に進み、他のことについて自信を回復することを可能にすることを目的とするものです。刑事司法の中で様々な方法（刑事上の和解、有罪の主張その他）に選択権を与えるのがこうした方法です。とは言え、被害者に認められた訴権は以前から存在しています。この訴権がフランス法においては被害者に広く満足を与えていました、すなわち私訴権です。

私訴権は、民事裁判においても刑事裁判においても行使することが可能な被害者の訴権です。民事裁判、刑事裁判のいずれを選択することも可能であり、このことが私訴権の利点を増大していると考えられますが、一方でその複雑性を増大させることにもなっています。この選択は司法戦術に基づいて行なわれ、利益とコストの計算および法の経済的分析が関わってきます。私訴権の存在そのもの、および私訴権の刑事裁判での行使可能性が予防的役割を演じることは周知のことです。消費者法の領域では、主に消費者団体が刑事裁判において濫用的な取引を終了させるために訴訟を提起し、多くの場合、訴訟の脅威で十分効果があります。私訴権は二重の性質を有しているのです。すなわち、損害を賠償することを目的としつつ——これが真の目的であります——同時に損害の主体を罰することも目的としているのです。したがって、私訴権は被害者に復讐を許容しているともいえます。ここで、刑事訴訟手続の中に置かれた私的復讐を見出すことができるのです。「民事（civil）」という形容詞は、何よりもまず被害者に損害賠償を獲得させることを問題とさせるかのように思えます。この点から、民事責任に関する訴えでありながら、その特殊性は犯罪

の帰結である点に由来するのです。私訴権の二重の性質は、しばしば混合的な制度として説明されます。

この制度を理解するために、フランスの例が一般的なものから遠いものとはいえ、歴史について触れることは無駄ではありません。大部分の法体系は以下のような発展をしています。まず、裁判による決闘（*duel judiciaire*）ともいえる、弾劾主義・当事者主義の訴訟手続から始まり、糾問主義・職権主義の訴訟手続を経て、その後それぞれの国によって異なる複合的なシステムに至るのです。中世初期のフランク王国における訴訟では、被害者またはその近親者だけが犯罪の当事者を訴追することができました。被告人が無罪であった場合には、被害者が被告人に課そうとしていた処遇を自らが被ることが予定されていました。全てが被害者に委ねられていたため、あらゆる犯罪が訴追されていたわけではありません。被告に対する恐怖や、和解により、または被告が罰せられないために自らが罰せられることを恐れて、被害者がつねに訴権を行使するわけではありませんでした。同時に国王代訴人（検察官）が存在していましたが、国王代訴人は、国王が訴えられた場合、あるいは国王がその固有の利益のために訴権を行使した場合に、裁判において国王を代理する以外の権能を有しませんでした。その責務の重さから、国王は裁判に自身で赴くことはできなかったのです。その後、国王代訴人に、被害者自身が訴訟を行使しない場合でかつ犯罪行為がおかされた場合に、刑事訴権を行使する権限を与えることとなったのです（1355年12月28日のオルドナンス）。このことは、着々と組織されていた王権を強化することとなりました。同様の方法で、王権は裁判による決闘を禁じ、裁判組織の審級を形成し、これにより一定の事件を国王の裁判権に付託し、領主の裁判権を制限することを可能となったのです。しかし、被害者自身も訴追を開始することができました。

次の段階に入ると、国王代訴人が訴追を独占し、被害者はもはや訴訟を開始する権限を有しませんが、告訴をする権限は保持していました。検察官が刑事訴訟を開始しなかった場合に被疑者が訴追を開始することができることが認められるには、次の三段階目を待たなければなりません。裁判機能の観点から

は、次のように言うことができます。国王代訴人は刑事訴訟において被害者に代わることとなりましたが、被害者が訴訟から全く姿を消すことはなく、また検察官が訴訟を起こさない場合には被害者自身が検察官に代わる権限を獲得したのです。すなわち、ここには二重の代理構造が存在したのです。さらに歴史的な枠組みには、これにもう一つ付け加える必要があります。

中世のフランスでは、刑事訴訟しか存在せず、民事訴訟は存在しませんでした。諸々の法規範が刑罰の上限を定めていたのです。こうした訴訟は単純に弾劾的なものであり、その上に有罪を認めた上で弁護をする司法取引（plea bargaining）が存在していました、司法取引は後に次に征服王ギョームとともに英仏海峡をわたり、イギリスでも知られることとなります。同時に、教会の裁判権も発展し（特にすべての聖職者の犯罪について広範な権限を有する広い英国教会など）、教会裁判権は特別裁判手続とも呼ばれる前時代の古代ローマ裁判制度を使用していました。教会裁判権においては純粋に糾問主義的（職権主義的）な訴訟がなされており、裁判官は必要に応じ拷問を使用することによって秘密裏に尋問を行っていました。国王はこうした裁判の有効性を認識し、これを刑事訴訟の場にも導入し、刑事訴訟も同様に糾問主義的（職権主義的）なものとなったのです（1453年の国王オルドナンス以来）。一方、フランクの古い裁判制度が民事事件については維持されていました。今日までも、民事訴訟はフランクの訴訟制度を継承するものであり、こちらには弾劾主義が残っているのです。

これらの全ての歴史的な流れは現在につながります。すなわち、被害者が刑事裁判あるいは民事裁判で訴えを提起するかを選択でき、国王代訴人に代わった共和国検察が訴追しないと決定した場合には、被害者が刑事裁判のもとで公訴を提起することができるのです。つまり、私訴権はわが国の歴史およびわが国の訴訟制度の中心にあるのです。以下では、私訴権の存在、次いで私訴権の行使について報告します。こうした構成は講義およびこの点に関する教科書において学生向けになされるものと同様です。

第1部 私訴権の存在

ここでは、私訴権の主体、次に私訴権の消滅について検討します。

§ 1 私訴権の主体

原告及び被告の範囲は、公訴の場合よりも広がります。なぜならば私訴権の目的は何よりも賠償であり、処罰ではないからです。公訴では検察官のみが訴訟を提起することができますが、賠償を得るために訴訟を提起しうる者は、訴えの利益を有するもの、すなわち、損害を直接被った者とされます。あらゆる者が犯罪の当事者に対して訴訟を提起することを認めることはできません。そうでなければ、恣意的な訴訟あるいは、相手を害する意図のみによる訴訟が提起されるからです。したがって訴訟を提起する者は損害を被っていなければならず、被告から賠償を得られる者でなければならぬのです。この訴えに対する利益の要件は、被害者が自然人であるか法人であるかによって異なって判断されます。

刑事訴訟法第2条は、私訴権は犯罪により直接生じた損害を自ら被ったすべての者に認められると規定しています。したがって、原告は損害を被っていなければなりません。しかし、その損害には様々な性質があります、すなわちそれが私的なものであり、直接的であることが必要であり、かつ内在的な要件ではありますが、これに現在のであることも付け加えられます。

私訴が提起された時点ですでに損害が発生しており、なお現存していなければなりません、もし損害が一時的なものでしかない場合、すなわち損害の実現が可能性に過ぎないものである場合には、私訴を提起することはできません。一方、機会の喪失は現在の損害を構成すると考えられています。機会の喪失とは、有利な状況の可能性の喪失です。例えば、ある加害行為がなかったならば、被害者はその侵害の翌日にある警視になるための試験に合格していたであろうという場合、被害者は警視になる可能性を有していました、しかしその加害行為が被害者からその機会を失わせたこととなります。失われた機会は確実

な機会でなければならず、その場合には機会の喪失について賠償が認められず、もっともその算定が困難であるという問題は生じます。

原告には、身体的完全性あるいは財産に対する私的な侵害だけでなく名誉および愛情について個人的侵害を被った者も含まれます。また、実際には損害が精神的なものでしかない場合もあります。具体的にみると、暴行または傷害の被害者あるいは窃盗の被害者は訴えの個人的な利益を有し、死亡した被害者の親もまた訴えの利益を有します、なぜならば彼らは子供を失ったことによる愛情損害を被っているからです。さらに子供が成長し、健康であったならば、親は成長の期間、精神的損害を被るのであり、両親はこれについても訴訟を提起することができるのです。被害者の親であれば誰についても問題となり、家族ではないものの、安定しかつ深い愛情によって被害者と結びついていた者についてもまた問題となります。このような規範は被害者の内縁の夫あるいは内縁の妻についても関わります。長期間、付帯私訴は交通事故による重篤な負傷を負った者の配偶者には認められませんでした。被害者自身が被った損害の賠償で十分であると考えられていたからです。しかし、破毀院刑事部は1989年2月9日に以下のような判決をしました、被害者の配偶者および子供にも、その夫および父親の肉体的な面および知的な面で重篤な低下に至る重傷を負った事故により被った精神的な損害の賠償が得られることを認めたのです。

損害は不法行為と因果関係により結び付けられていなければなりません。被害者が被った身体的損害は暴行および傷害の直接の結果でなければなりません。精神的損害、愛情による損害は損害の直接の結果でなければなりません。しかし、殺人によって子供が死亡したという事実によって親が被る不安感は直接の損害とはみなされず、死亡が被害者の近親者に引き起こす精神的ショックもまた直接の損害とはみなされません。この点で、理解するのが困難である判決が存在します。同判決は違法医療行為のケースで、町医師は訴訟を提起することができますが、直接の損害がなければ治療を求める病人は訴訟を提起することはできないとされており、さらに、会社資産の濫用の場合には、株主は損害を被っているため、訴訟を提起することができますが、会社債権者は損

害が間接的でしかないために訴訟を提起することができないのです。一方で、私訴権は譲渡することができ、新たな権利者がそれを行行使することもできるのです、たとえば被害者に対して賠償を行った保険会社は損害の主体に対して私訴を提起することができます、ただし保険会社は民事裁判でしか訴訟を起こすことができません。しかし刑事裁判に参加することはでき、被害者により提起された手続に参加することはできるのです。

ここで訴訟の受理可能性が問題になります。これは、被害者が訴訟を提起する可能性を有しているのかという問題であり、根本的な問題である被害者が賠償されるべき権利を有しているかという問題ではありません。したがって、私訴を提起するために、損害を完全に証明することは必要でないのです。申し立てた損害の存在がありうるものでなければなりません。言い換えれば被害者は不法行為により生じた状況により損害を被ったと考えられることが必要になるのです。そうであれば、裁判所は実際に損害があるのかを評価し、賠償額を算定することとなります。こうした帰結は、予審裁判においては明白なものであり、損害の証明は必要ありません。しかし、賠償請求の受理可能性および訴えの妥当性の問題が混同することとなる判決裁判機関においてはこのことはあまり明確ではありません。直接的、個人的かつ現在の損害を被っていない場合には、受理可能性がないと判断されることとなります。そこで、損害賠償を請求することなく、単に不法行為の当事者の刑罰を得るために私訴の当事者となることも可能です。

自然人と同様に法人も私訴を提起することができます。法人は現在の、私的かつ直接的な利益を有していれば、私訴の当事者となることができるのです。こうした帰結は、犯罪が法人の利益を傷つけ直接的な損害を引き起こす場合には、難しい問題を有しません。窃盗、信用の濫用その他の場合などがこうした場合です。問題は、法人が有する集团的利益が問題となるときに法人が訴訟を提起することができるかにあります、この点に関し、組合についてはこのような訴えが法的に認められており、非営利社団にはあまり容易には認められません。この問題は興味深い問題です。と言うのも公共の利益において行使される

公訴と比較した場合の私訴権の限界を提示しているからです。

ここで組合という用語は単に労働組合のみをさすのではなく、全ての職業的組合、農業組合、商人組合その他も含むものです。ある同じ法が、行政判例および私法に関する判例において関連します、すなわち1884年3月21日の法律（組合同結権法）であり、同法が職業組合の有効性および訴訟提起可能性を認めていましたが、その訴権の範囲については明確にしていなかったのです。コンセイユデタは、1906年の「リモージュ理髪師組合」判決において、職業の集团的利益による訴えを認めました。しかし翌年刑事部では訴訟提起可能性を認めず、組合は法主体としてその個人的利益を守るためのみ訴えを提起でき、職業全体の集团的利益のためには訴えを提起することはできないとしたのです。そこで、破毀院連合部が1913年4月5日の判決によりこの判例を変更しました。その事件では、ある商人がワインを水で薄めていたところ、ブドウ栽培者組合が職業の集团的利益を守るためにその商人に対して私訴を提起することが認められました。こうした結論は、労働法典411条の11に明文化された1920年の法律により認められ、それによれば組合は、民事であろうと刑事、行政であろうとあらゆる裁判において、直接あるいは間接の損害をもたらす所為についてその職業を代表して、職業の集团的利益を守るために訴えを起こすことができるのです。集团的利益は、組合構成員の個人的利益の総体ではありません、組合は構成員の代わりに訴訟を提起するわけではなく、組合は構成員を代理せず、組合は職業の集团的利益を守るのです、したがって、当該職業に従事している時点で組合の構成員でない者の利益も守ることになります。集团的利益は、検察官により守られる公益とはもはや混同されないのです。他の事件では、旅館業組合が飲料小売店の不法な開店を訴追する訴えが受理されませんでした、なぜならば飲料小売店に関する規則は公共道徳の利益のために規定されており、訴えを起こすことができるのは検察官のみであると定めていたからです。また他の例では、医師会（*ordre des médecins*）が薬品の不正投与について、医者 of 共同的利益を守るために訴えを起こすことができ、同様に労働者組合は悪徳な労働条件による不注意により殺人のケースで訴えを起こすことがで

きます。この場合には、組合は被害者及びその家族が被った損害の賠償を得るためではなく、悪徳な労働条件という事実に関連して労働者全体が被った損害の賠償を得るために訴えを提起することができるのです。しかし、集团的利益が侵害されていない場合には、組合は訴えを提起することができません、したがって農作物が狩猟鳥獣によって損害を受けた場合には、農作物の所有者の個人的利益のみが関連する事件であり、農業組合による私訴が受理されないと判断されたものがあります。

自然人の場合に見られた結論とは逆に損害が間接的であり得ることも付け加える必要があります。すなわち、組合は不法行為の直接の被害者である必要はなく、職業全体の集团的利益が侵害されていれば十分なのです。その職業の集团的利益のため組合により行使される訴権は検察官による訴権に近いものであり、反公的訴権とも言われます。しかし、以上の結論は非営利社団においてはより繊細な問題となります。

非営利社団がその私的利益を守るために訴えを起こすのであれば、難点はありません。社団に損害を与える窃盗のような場合です。問題は、社団がその集团的利益を守ろうと考えた場合に生じます、なぜならば一般的利益の保護との境界線を引くのはとても微妙な問題だからです。その上、組合のような一般的規定は存在しないので、社団による私訴が刑事裁判に受理されるのは難しくなります。贈収賄という不法行為が発覚するたびに民主主義保護のための非営利団体が訴えを起こすことはできません、それは検察官の役割になります。ここには、非営利社団に対する国家の伝統的な不信の名残が見受けられます。この点で、非営利社団の存在は1901年の法律によってようやく認められたものであることを忘れるべきではないでしょう。しかし、特別法が存在し、その数は増えており、一定の社団には訴権が認められております。すなわち、漁業連合は、漁業に関する不法行為について私訴の当事者となることができるのです。同様に、公益のために認められた社団は集团的利益を一般に守ることができず、例えば動物保護団体あるいは家族的団体です。裁判例では、他の社団について一定の期間以上存続していることを要求してしまし、反人種差別団体に

については少なくとも5年以上を継続していることが必要であり、自然保護団体については3年以上必要とされました。また、他の場合においては、社団が集団的利益を守るために認められたことを法が要求しております（例えば、消費者の利益の保護団体あるいはフランス語の保護団体などです）。

次に、私訴の相手方について検討します。公訴は犯罪の主体および共犯者に対してのみ行使されます、これに対して私訴は犯罪の主体について行使されますが、それだけでなくその者の承継人および民事上の責任を負うべき者に対しても行使されます。こうした帰結は論理的であります、なぜなら（私訴では）金銭的な賠償を得ることが目的であり、刑罰が目的ではないからです。刑罰は犯罪者のみが受けうるものであるのに対して、その者の近親者が損害を賠償する義務を負うことがありえ、それもまた一つの制裁の形となるのです。もしも犯罪者が死亡した場合には、公訴は消滅します。しかし、死亡した者の遺族に対して私訴を提起することはできます。もっとも、公訴は消滅しているので、民事裁判においてしか訴えることができません。こうした帰結は全く正当であります、なぜならば賠償債務は死亡者の財産を減少させる消極財産として考慮され、相続人は財産および債務もまた相続するからなのです。こうした状況は、他人のために民事上の責任を負う者についてはより複雑なものとなります。

ここでは、民法典1384条に例示される者が問題となります。すなわち、子供の所為についての親、見習の所為についての職人および被用者の所為についての使用者であります。部下のひとりによる係長の殺人のケースで、使用者が民事上責任を負うと判断され、被害者の家族に対して賠償責任を負うべきであると判示されました。同様に（一般条項たる）1384条1項を基礎として、同条に例示されていない者についても責任が問題となる可能性が存在します。ある団体に預けられた未成年者が犯した不法行為についてその団体が責任を負います。以上のいかなる場合においても、行使された損害の主体に対して民事的に求償する可能性は存在します、もっとも求償権が行使されることは多くはありません。

私訴は、刑事裁判において民事上の責任を負うべき者に対して行使することができます（刑事訴訟法460条および531条）。民事上の責任を負うべき者は、私訴の被告とはなりますが、公訴の被告とはなりません。したがって、公訴被告という状況から生ずる権利を有さず、事前手続きの間において訴訟記録を閲覧する権利を有しません。

ここまでは、誰が誰に対して私訴を提起しうるかを見てきました、さらに私訴権を行使するためには、私訴権が消滅していない必要があります。

§ 2 私訴権の消滅

私訴権には二つの消滅原因があります、被害者の意思と消滅時効です。

被害者は私訴権の権利主体となり、私訴権を消滅することを決定することもできます、これは検察官が公訴の権利主体でないために公訴を消滅しえないこととは対照的です。私訴権は、盗まれた物品の取り戻しあるいは和解など、いかなる手段であっても被害者が満足を得た場合には消滅します。しかし、被害者は単独行為によってその私訴権を放棄することもできるのです。

原則的に、検察官は刑事法規の規定がない場合には、特殊手続きでなければ和解できませんが、被害者は和解をすることができます。刑事調停あるいは和解契約の中で、被害者は、同様の事件についてもはや訴えを提起しないという合意と引き換えに、加害者からの賠償を受けることができます。和解は私訴権の消滅をもたらします。ここでは契約の有効性が問題となり、合意の瑕疵による和解の無効が問題となる可能性があります。被害者がその賠償請求権の範囲について錯誤に陥っていた場合などが例として挙げられます。被害者は裁判においてわずかな賠償しか得られないと考え、本来得られたはずよりもはるかに低い額で和解に応じたという場合などです。

被害者は、賠償を請求しないと明示的に表明したときは賠償請求権を失います（刑事訴訟法典2条2項）。これは、訴訟前における放棄と言われるものです。訴訟の過程において、行為が判決の前にかかる行為がなされた場合には、告訴の取り下げあるいは告訴の撤回と言われるものになります。この場合に遵守す

べき明確な形式はありません、また法廷への出頭がなされなかったことは私訴権の取り下げという効果をもたらしますが、被害者はその取り下げを取り消すことができます。

原則では、時効による公訴の消滅は私訴の消滅をもたらすことになります。しかし、このような時効の連帯性はいくつかの例外が存在します。この時効の連帯性という帰結について刑事裁判において疑いはありません、したがって、事件から3年経過後に軽罪を問題とする場合、公訴も私訴も刑事裁判においては行使することができません（刑事訴訟法典10条）。これについての説明は簡単です。私訴の行使は公訴に付随するものと考えられるため、公訴が消滅した場合には私訴の消滅がもたらされるのです。しかし、民事裁判においては二つの時効が切り離されております。1980年の法律まで、公訴および付帯私訴が刑事裁判上で消滅したときには、もはや民事においても訴訟を提起できませんでした。しかし1980年以来、民法上の時効に関する規定が適用されることとなります。民事時効は原則として30年ですが、30年の時効期間は契約に関して特別に適用されるもので、刑事の問題において問題となることは稀です。むしろ、民事責任に関する10年の時効が適用されるのです。

複数の時効に関する不連帯というこの規範は二つの帰結を有しています、犯罪者の死亡あるいは大赦を理由として公訴が消滅してもなお私訴は残存するのです。民事上の時効が完成しないうちは、その承継人に対して訴えを提起することができます。民事時効は公序を理由とするものではないので、私的利益の時効が問題となる場合にはより短い期間を合意により定めることによって、この期間を排除することもできるのです。

以上により訴権が認められれば、受理可能性があるということになります。その上で問題となるのは、原告はどのように私訴を行使するのか、刑事裁判において私訴が行使されたときには、私訴が公訴の付随的なものであることが分かりますが、民事裁判において公訴と分離して私訴を行使することも可能なのです。

第2部 私訴権の行使

まず、原告は訴訟を提起しうる行為能力を有していなければなりません。したがって、被害者が未成年である場合にはそのものを代理する親権者あるいは後見人によってのみ私訴を行使することができるのです。性的犯罪の場合、法定代理人が訴訟提起しない場合、裁判長の任命を受けた外部の代理人が未成年者を代理することができます。ここでも、私訴の二重の性質からの帰結を引用する必要があります、賠償を目的とする訴権であるので、私訴は民事裁判上で提起することが可能なのです。つまり、被害者には訴訟における選択権が存在するのです。しかし、もし訴訟が民事裁判において提起された場合であっても、検察官は刑事裁判において公訴を提起することが可能です。それでは、二つの裁判手続きの間の関係はどうなるのでしょうか。3つの場合が考えられます。まず民事法廷より前に刑事法廷が開かれた場合、民事裁判官は刑事裁判官の判決を考慮することとなります、民事裁判官は事実について再度審議することはなく、刑事裁判官によって判断が下された犯罪を考慮することとなりますが、損害については自由に算定することができます。このことを、刑事は民事に対して権威を有するといわれます。二つの法廷が同時に行われた場合、民事裁判官は刑事裁判官が判決を出すまで、判決を下すことを延期（訴訟手続きを中断）しなければなりません、刑事が民事を停止するといわれるものです。審議中の法案によれば、公訴の動向がいかなる場合においても、（損害賠償を得ることのみが問題となる場合には）民事裁判をもはや中断しないことになることとされており、さらに、刑事裁判が民事裁判より後に行われる場合、刑事裁判官は民事裁判とは無関係であり、民事裁判官が賠償を認めない場合であっても有罪判決を下すことができます。このような規範からも、刑事の民事に対する優位性が確認することができます。

被害者がいったん訴訟手続きを選択すると、もはや後戻りはできません、選択は撤回不可能ですが、若干注意する必要があります。もし被害者が民事裁判を選択した場合、その訴えを刑事裁判で提起することはもはやできません。複

数の裁判にかけることで犯罪の主体に法外な打撃を与えないことが大事なのです。これは「エレクタ・ヴィア（Electa via）」とよばれるルールであり、民事裁判官に対して検察官が民事訴訟を提起した場合を除いてこのようになります。この場合、被害者は刑事裁判に参加することができます。被害者が刑事裁判を選択した場合、民事裁判において私訴を行使するために刑事裁判における訴えを取り下げることができます。被害者は、刑事における訴えと同時に犯罪による複数の被害者の賠償の委託を受けることができることも強調しておきます（被害者に対する賠償および侵害行為の主体に対して支払われた金額の返還を得るために被害者の代わりに私訴を提起をする補償基金の場合）。裁判を選択するために、被害者は主張の全体を把握していなければなりません。これは訴訟戦略にかかわります。刑事裁判は民事裁判より迅速であり、費用もかかりませんので（これに対して私訴を伴う訴えを起こすためには最高15000ユーロの金額を供託しなければなりません）、刑事裁判は、捜査（enquête）および予審（instruction）によってより容易に事実を立証することもまた可能になります。民事裁判官にも事実を立証する手段はありますが、刑事裁判ほどにこうした手段を用いてはいません。逆に、訴訟提起された者が有罪とならなかった場合、不用意に訴訟を起こした被害者は被告人に支払われるべき高額な損害賠償を支払う可能性があります。公訴が時効により消滅し、公訴が行使されない、公訴を提起することを望まないが賠償のみを得ることを望む場合には、被害者は私訴を行使する利益を有します。以下では、刑事裁判において提起される刑事上での私訴の行使のみを対象とし、私訴権行使の要件と私訴権行使の効果を区別して検討します。

§ 1 私訴権行使の要件

すでにみた前提条件があります。刑事訴訟において私訴権を行使するためには、時効、被疑者の死亡、大赦あるいは親族間の窃盗における特別な裁判権免除により、公訴が消滅していないことが必要になります。私訴権への道が開かれていることが必要であり、原告は訴えの利益を有していることが必要です。

さらに、原告は民事裁判においてすでに裁判を起こしていなかったことも必要です。上述のように、選択は撤回不可能だからです。これらの前提条件がそうとうと、私訴を行使することが可能となり、訴訟参加のかたちであれば、原告は検察官により提起された訴えに参加することとなります。訴えのかたちであれば、原告は公訴を開始するために訴訟を提起することができます。前者の方法である訴訟参加がより多く用いられております。

検察官は公訴を提起し、損害を受けた当事者、すなわち私訴の原告として訴訟に参加することができます。私訴の行使は、私訴が公訴に付属するものであるという事実をあらわしています。実際には、検察官が訴えを起こし、被害者は損害賠償を得るために訴えに加わることができるのが原則です。被害者は、訴訟のいかなる段階においても参加することが可能です。捜査の段階では、司法警察官あるいは口頭尋問手続をすすめる司法警察の代理人のもとへ、賠償請求を申し立てることができます。予審の段階では、賠償請求を表明する書面を予審判事に送付する方法によります。判決段階では、損害を被った当事者は判決言い渡しの期日の前に参加することができ、それは裁判所書記官に表明する方法によるか、あるいは受領通知付の書留郵便またはファックスにより、損害の全証拠を訴えに付け加えて行います。このことのメリットは、被害者が裁判所に行く必要がない点にあります。そして、期日から口頭弁論の終結前の間にも、被害者は訴訟参加することが可能です。これには、裁判所書記官への表明か、申立趣意書により、口頭によることで行うことができます。逆に、被害者は控訴審あるいは破棄審の段階で初めて訴訟参加することはできません。

公訴を提起した被害者については、より驚くべき可能性について検討します。訴訟手続きを提起したのが被害者であるため、被害者は当事者としての訴えを提起することになります。これが私的訴追制度の名残なのです。検察官が控訴を提起しない場合がこういった場合です。なぜならばフランスでは起訴便宜主義の原則が存在するからです。このとき、被害者は私訴を行使しながらも、公訴を提起するための二つの手段を有します。すなわち、直接召喚(citation directe)と私訴を伴う告訴(plainte)です。これらの申立てに固有の

規則と一般的な規則は区別されます。

私訴を伴う告訴は、それに代わる検察官の予審開始請求と近いものであり、かかる告訴は刑事法の問題に関連します。不法行為について、被害者は二つの訴権行使の方法について選択権を有します。しかし、未成年者、不明の者あるいは逃亡中の者による犯罪、つまり予審が義務的になる場合については、被害者は付帯私訴を伴う告訴を行使しなければならないのです。

形式的な点では、予審判事あるいは複数ある場合には予審判事の最年長者に対する、損害を被った当事者の署名および期日の入った単純な書面の問題があればよく、同様に調書により記載された申し立てでも可能です。いかなる手段であれ、被害者は損害賠償を請求することを表明しなければならないのです。予審判事は、検察官への伝達決定により検察官に告訴を付託します、そこで検察官は請求をなし、その後公訴を行使していくのは検察官となります。検察官には訴追を継続する義務はなく、検察官は予審を経ないことを結論付けることができます。

直接召喚は、裁判官の前に直接、被疑者を召喚するために用いられます。直接召喚は、民事裁判の当事者を構成する告訴が必要である場合にみた例外を除き、不法行為に関する事件において認められます。契約に関する事件では、被害者は直接召喚しか用いることができません。被害者が、私訴を伴う告訴と直接召喚との間で選択権を有するときは、その選択は撤回不能であり、後戻りできないことを指摘しておく必要があります。

刑事裁判への直接召喚は、執行吏によって通達されます。損害賠償請求は、法廷においてもすることができます。なぜならば予審判事がない場合にも行われるため、直接召喚にはリスクもあります。したがって、証拠を十分に所持していることが必要になります。

§ 2 私訴申立の効果

私訴の申立は、被害者を訴訟当事者にし、告訴が訴えの方法で行われる場合には、公訴が提起されることとなります（1906年12月8日破棄院刑事部、報告判

事の名からプラセあるいはローランアタラン事件)、このことは検察官の不作為を打破するものとなります。訴訟参加の形によるか訴えの方法を利用することにより、被害者が刑事訴訟の当事者となるのです。

私訴原告人は原告の立場になり、被った損害の賠償あるいは盗まれた物の回復を求めることができます。私訴原告人は、手段が同様であることを理由に損害の当事者が有する権利と同様の訴訟上の権利を有します（欧州人権条約）。すなわち、私訴原告人は、訴訟記録にアクセスできる弁護士が存在がある場合にのみ予審判事により尋問を受けることがあり、訴訟における重要な行為は私訴原告人に対してもなされます、被害者は証拠の主要部分をもちこむことができます、たとえば被用者がした窃盗についてビデオカメラに記録した使用者のような場合です。さらに私訴原告人は不服申し立てをすることもできます。

おわりに

このように刑事裁判において、被害者は大きな権能、すなわちを認められているのです。それは公訴を提起する権利であり、ここから、一定の額を供託することが私訴原告人には求められているのです。これは悪意の原告を少なくすることになりますし、そのものが支払わなかった訴訟費用を国家が負担することを避けることになります。この額は、告訴あるいは直接召喚の不受理という罰を受けるという条件で免除されなければならないのです（刑事訴訟法典88条および392条の1）。予審において、事件が判決裁判機関に付託された場合、このことは事件が重大であることを意味しており、供託金は被害者に返還されます。被害者による公訴提起が失敗した場合、被害者は濫用的訴訟により重い刑罰を受ける可能性があります。被害者と主張する者による法的根拠のない訴訟を避けるためなのです、たとえばペドフィリー（小児性愛）により告訴された人のような場合です。（このような場合には）まず、損害賠償を命じる民事上の判決が存在し、被害者は被告人に損害を引き起こしており、被害者はその損害を賠償しなければなりません（刑事訴訟法典472条）。司法制度に不正に生

ぜしめた額に一致する過料もまた課されます、なぜならば被害者は裁判官に時間を浪費させ、裁判体の混乱に寄与しているからです、罰金は15000ユーロにもなり、供託された金額が罰金額に充当されることになります。その上、虚偽告訴により刑事罰を受けることもありえます、この場合役割が入れ替わり、自称被害者に対して侵害行為の主体とされた者が訴えを起こすのです（刑事訴訟法典226-10条）。